**工業所有権等の実施許諾に係る声明書**

一般社団法人　情報通信技術委員会

理事長　　　　　　　殿

提出年月日：　年　月　日

提出者：（会社、所属、氏名、印）

　貴会の標準化案件に係る工業所有権等（工業所有権等とは特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含む。以下同じ。）について、「一般社団法人情報通信技術委員会　工業所有権等の取扱いについての基本指針」に基づき、下記のとおり声明書を提出します。

記

1．該当するTTC標準またはTTC仕様書（以下あわせてTTC標準等という。）の番号および名称（原案を含む。）

2．工業所有権等の出願人および権利所有者の氏名または名称

3．TTC標準等の内容の全部または一部を実施するうえで、上記の権利所有者が所有する、必須の工業所有権等について、実施の権利を許諾するにあたっての条件

（注1）必須の工業所有権等とは、当該TTC標準等の内容の全部又は一部を実施する際に当該工業所有権等を侵害することが技術的に回避できない、あるいは技術的には回避可能であってもそのための選択肢は費用・性能等の観点から実質的には選択できないことが明らかと、当該権利所有者が信じるものをいう。

（注2）下記(1)、(2)又は(3)のいずれか一つを選択し、文頭の□をチェックすること。

□(1)　当該TTC標準等を実施する者に対し、当該TTC標準等を実施する範囲において、無償で当該工業所有権等の実施を許諾する。

□(2)　当該TTC標準等を実施する者に対し、当該TTC標準等を実施する範囲において、適切な条件の下に、非差別的に当該工業所有権等の実施を許諾する。

（注3）ただし、当該TTC標準等の内容の全部又は一部を実施する上で必須の工業所有権等を所有し当該TTC標準等を実施する他の者が、上記第2項の権利所有者が本項で選択した条件とは対等でない条件を当該権利所有者に対して主張した場合は、当該権利所有者は当該他の者を本項の(1)又は(2)の対象から除外することができる。

□(3)　上記の(1)、(2)のいずれをも選択しない。

4　対象となる工業所有権等

4.1 上記第3項で(1)または(2)の条件を選択した場合

　対象となる工業所有権等は以下のとおりです。

（注4）下表に記載がない場合、上記第2項の権利所有者が所有する、当該TTC標準等の内容の全部又は一部を実施するうえで必須の工業所有権等はすべて、上記第3項で選択した条件における実施許諾の対象として含まれるものと見なされる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出願番号(出願日) | 公開番号 | 登録番号 | 発明等の名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

4.2 上記第3項で(3)の条件を選択した場合

（注5）以下の3種類の情報を提供すること。

　対象となる工業所有権等に係わる情報は以下のとおりです。

－工業所有権等の出願番号、出願日、発明等の名称
－影響を与えるTTC標準等の部分
－当該TTC標準等に係る工業所有権等の請求の範囲

以　上